

「義務付け・枠付けの見直し」等のための構造改革特区 の共同提案に係る最終回答について

全国知事会で取り組んできた「義務付け・枠付けの見直し」等のための構造改革特区の共同提案については、平成23年7月7日に公開討論を実施し、改めて「政治主導」による前向きな回答とすることを強く申し入れたところである。

本日公表された政府の最終回答は、一部に前進が見られたところもあり、その点は、率直に一定の評価をするものである。

しかし、保育所等福祉施設に関し、居室面積基準等を「参酌すべき基準」とすることを求めた項目については、従来どおり「全国一律に遵守すべき基準は必要」とするなど、民主党政権が掲げる「地域主権」の理念に沿った内容とは言い難く、不十分と言わざるを得ない。

義務付け・枠付けの見直しは、単なる規制緩和ではなく、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができる決定権と責任の移譲であり、真の分権型社会の実現のために不可欠なものである。

政府においては今一度、地域のことは地域に住む住民が決めるという地域主権改革の原点に立ち返るとともに、国と地方の協議の場などを通じて、国と地方が真摯に協議を行い、今後の義務付け・枠付けの見直しを進めることを強く求める。

平成23年8月2日

全国知事会
地方分権推進特別委員会
委員長 古川 康